

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仁淀川町長 古味 実

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 仁淀川町<br>(39387)                   |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 池川西地区<br>白髪,寄合,上土居,下土居,竹ノ谷,相ノ谷,坂本 |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年1月23日<br>(第1回)                |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、お茶が盛んな地域であるが、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな高収益作物の導入について検討していく必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 88.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 88.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内で概ね10年後に耕作が見込まれる農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針                                                           |
| 所有者の意向を確認しながら、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地集積を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。      |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針                                                           |
| 農地の集積・集約化を図っていく際に、貸付意向がある場合は、農地中間管理機構の活用を検討していく。                            |
| (3) 基盤整備事業への取組方針                                                            |
| 小区画や不整形などの農地あることから、農業経営の生産効率の向上や農地の集積、集約化を図るための耕作条件改善（作業道整備等）事業の活用を検討する。    |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                       |
| 地域内外から、多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町、県、JA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                        |
| 農業支援サービス事業者がいないため、集落協定団体を中心に地域全体で保全管理に務める。                                  |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

|                                               |                                             |                                  |                                |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう侵入防止柵を設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。  
 ⑦保全管理等を進める農地については、中山間地域等直接支払交付金事業と連携し、適切な維持管理を行い、粗放的利用による農用地の保全なども検討していく。